

# 釧路湿原自然再生協議会

## ニュースレター News Letter

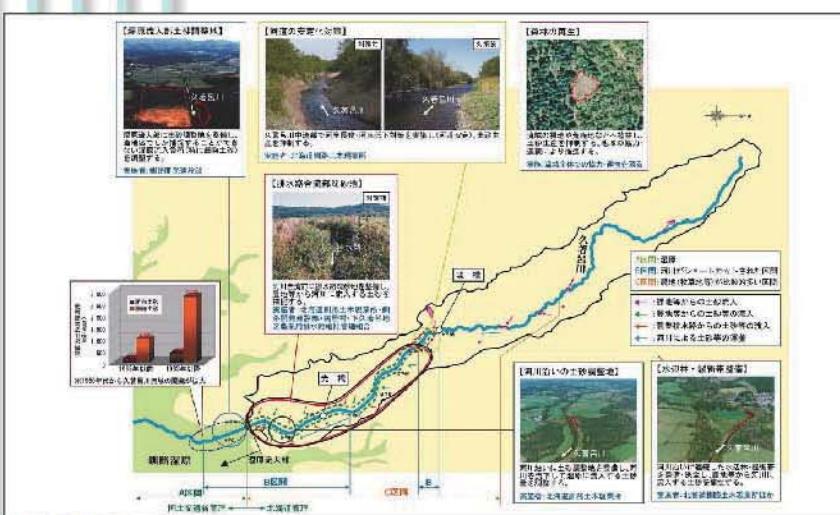
<http://www.kushiro-wetland.jp/>

No.10

発行日:平成18年6月5日

編集・発行:釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

平成18年5月9日(火) 第10回釧路湿原自然再生協議会が開催され、「土砂流入対策実施計画[久著呂川](案)」が了承されました。また、今後の協議会の運営などについて討議されました。



### [第10回協議会 開催概要]

「第10回釧路湿原自然再生協議会」が平成18年 5月9日(火)に釧路市観光国際交流センターで開催され、構成員 120名のうち50名(個人21名、団体17団体、オブザーバー1団体、関係行政機関11機関)が出席しました。また、その他一般の方も多数傍聴されました。会議では、協議会への寄附についての報告、各小委員会の開催報告に引き続き、土砂流入対策実施計画[久著呂川](案)および今後の協議会の運営について協議されました。

#### ●協議会への寄附について

- ・協議会として寄附をお受けし、自然再生の取り組みを普及する際などに寄附金をその資金の一部に充てること
  - ・寄附してくださった方に寄附金の使途を報告すること
- が確認されました。

#### ●小委員会開催報告

第9回協議会の後に開催された第6回再生普及小委員会、第6回森林再生小委員会、第7回旧川復元小委員会および第7回土砂流入小委員会での協議内容等について各小委員会の委員長より報告されました。また、釧路川茅沼地区の旧川復元について、トラストサルン釧路から釧路開発建設部宛に提出された工事開始反対等に関する声明に関連して、小委員会での協議の経緯と、声明に対する実施者の回答状況が確認されました。

#### ●土砂流入対策実施計画[久著呂川](案)

土砂流入対策実施計画[久著呂川](案)については、今後、会議で出された次のような意見を踏まえ、策定に向けた手続きを進めていくことが確認されました。

- ・土砂調整地は、自然の復元力に委ねるという自然再生の考え方と異なる対策ではないか。
- ・発生源対策が重要である。それを補うかたちで下流に土砂調整地を設けるという考えも理解できる。
- ・調整地に堆積した土砂の除去など、一定の管理は必要なことではないか。
- ・現状の土地利用状況等を考慮すると、完全に自然の状態に戻すというのは難しい。
- ・モニタリングしながら流域全体で対策を進め、できるだけ自然に近い状態となるように取り組んでいくことになるのではないか。

#### ●今後の協議会の運営について

今後の協議会の運営について、これまでのシステムを大きく変えることは無いが、懇談会のような場を設けて様々な課題について議論を深め、具体的な取り組みにつなげていってはどうかとの提案があり、今後検討していくことになりました。

### contents

- 協議会への寄附について •小委員会開催概要 •土砂流入対策実施計画[久著呂川](案) •今後の協議会の運営について

### [第10回協議会 出席状況]

構成員	個人	21/59名
団体	16/35名	
オブザーバー	2/15名	
関係行政機関	11/11名	
合計	50/120名	

※滝川委員(個人)は2月に去られ、福田委員(個人)は3月31日をもって委員を辞任しました。



▲第10回釧路湿原自然再生協議会の様子

# 土砂流入対策実施計画(久著呂川)(案)、今後の協議会の運営について討議しました。

## 協議会への寄付について

平成18年2月に個人(匿名)から協議会に500,000円の寄付がありました。使途として、釧路湿原における自然再生の取り組みを普及する際などに寄付金をその資金の一部に充てることとし、寄付して下さった方に寄付金の使途を報告することになりました。

## 小委員会開催報告

第6回再生普及・森林再生小委員会、第7回旧川復元・土砂流入小委員会小委員会の開催概要が各委員長から報告がなされ、構成員の間で情報の共有が図されました。

### 第6回再生普及小委員会

- H18.3.3(金) 13:30~16:00 釧路地方合同庁舎  
・2005年度の取り組み報告書を次回の再生普及小委員会で了承された後、印刷・配布する。  
・2006年度の新たな取り組み内容を次回の再生普及小委員会に諮り、実行に移す。  
・「トイレのあり方」については、今後さらに意見交換を行い、フィールドにおけるトイレの問題について検討していく。  
・環境教育ワーキンググループでは、学年別に3種の環境教育の教材、パンフレットを作成し、道東の小中学校に配布した。これを1つの区切りとして、一度全体の見直しのためにワーキングを休止することになった。新しいグループのあり方、構成などを次回の再生普及小委員会で検討する予定である。

### 第7回旧川復元小委員会

- H18.3.13(金) 10:00~12:00 釧路地方合同庁舎  
・茅沼地区的事業実施の考え方について議論され、移植に関しては専門家に同行してもらい施工方法を検討していく、また河岸保護の方法に関する出された意見を踏まえた検討を行っていくことになった。  
・2月15日に標茶町で地域意見交換会が開催された。そこで意見についても小委員会で意見交換が行われた。  
・トラストサルン釧路から釧路開発建設部宛に提出された工事開始反対等に関する声明について、その主旨および取り扱いについて議論した。  
・茅沼地区的旧川復元は、平成11年からの「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」、当協議会および旧川復元小委員会で長い時間をかけて十分議論を行ってきたもので、釧路湿原の自然再生にとって必要な取組の一つであり、小委員会で了承されている。

科 目	金額(円)
第1期繰越額(H16.11.18現在)	137,400
第2期前期 (H16.11月~H17.11月現在)	
1収入の部	寄付金(個人匿名)
	500,000
2支出の部	当期収入合計
	500,000
	当期支出合計
	0
当期収支差額(H18.5.9現在)	500,000
	次期繰越額 (H18.5.9現在)
	637,400

### 第6回森林再生小委員会

- H18.3.7(火) 13:30~15:30 釧路地方合同庁舎  
・雷別地区の保全対象地、事業対象地、再生目標の明確化および方法について議論し、概ねまとまった。  
・達古武地域の自然再生実施計画が2月28日付けで主務大臣および北海道知事宛に提出された。  
・達古武地域の試験区での粗朶柵を使った浸食防止工法の有効性が示唆され、資源を循環させるような考え方や取り組みが重要であると確認された。しかし、課題もあるので、他の施工事例を参考にするため現地視察、もしくは勉強会を行う方針となつた。

### 第7回土砂流入小委員会

- H18.3.13(金) 13:30~15:30 釧路地方合同庁舎  
・久著呂川中流部の河床低下区間では、支川合流箇所の対策も必要である。  
・河床低下区間の落差工は、今後詳細な設計を行う。  
・湿原流入部に設置することを計画している「人工ケルミ」については、今後分かり易い説明を加える。  
・土砂流入対策実施計画[久著呂川](案)を第10回協議会で諮ることが承認された。  
・洪水時、農地防災事業で設置した沈砂池に久著呂川本川の濁水が逆流し、本川の土砂を捕捉している実態が明らかになった。  
・農業用排水路への逆流は、久著呂川の河床の上昇が原因であって、この状態を抜本的に解消しないと農地の生産性を確保することは難しいのではないか。  
・今後の久著呂川の保全対策の中で、河床がどの程度で安定するのか全体を注視し、その状況を見極めた上で考えて議論していく。

## 土砂流入対策実施計画[久著呂川](案)

土砂流入対策実施計画[久著呂川](案)については、本協議会での意見を踏まえ、策定に向けた手続きを進めていくことが確認されました。

### ●土砂流入対策実施計画[久著呂川](案)の目次構成(平成18年3月)

#### はじめに

#### 第1章 実施者と協議会

##### 1-1実施者の名称及び実施者の属する協議会

#### 第2章 自然再生事業の意義と取り組みの考え方

##### 2-1釧路湿原の保全の必要性

##### 2-2全体構想における土砂流入対策の位置づけ

##### 2-3土砂流入対策の実施区域について

#### 第3章 自然再生事業(久著呂川土砂流入対策)の

##### 対象となる区域の周辺自然環境

##### 3-1事業の対象区域

##### 3-2事業対象区域の現状と課題

#### 第4章 自然再生事業(久著呂川土砂流入対策)の目標と事業の計画

##### 4-1事業の目標と目標達成のための手法

##### 4-2事業の実施内容

##### 4-3事業実施による効果の予測結果

##### 4-4モニタリングによる検証

##### 4-5順応的管理手法の適用

#### 第5章 その他自然再生事業の実施に関する必要な事項

##### 5-1湿原保全のための流域管理

##### 5-2各小委員会との連携

##### 5-3地域との協働

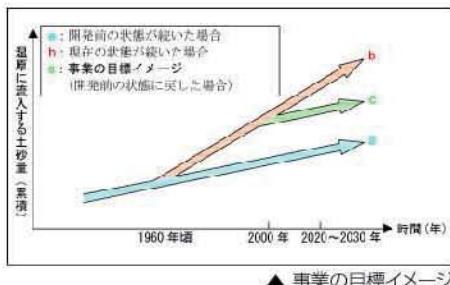
##### 5-4情報の公開・発信

## ●事業の目標と目標達成のための手法

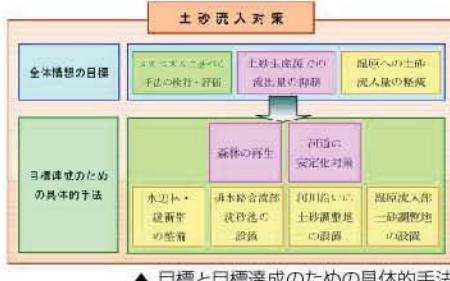
### 事業の目標

- 久著呂川流域開発前の湿原土砂堆積速度程度となるよう、流域開発の拡大に伴って増加したと考えられる湿原流入土砂量を軽減する。
- 具体的には、「提言」<sup>①</sup>での検討結果を踏まえ、また、現在の土地利用状況や流域で実施可能な対策を考慮して、湿原に流入する土砂量を現状から4割軽減する。
- 「久著呂川の流砂量」、「対策地での土砂捕捉量」および「湿原堆積土砂量の変化」をモニタリングして対策効果を把握・検証しつつ事業を推進する。

※「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」(平成13年3月)



▲事業の目標イメージ



▲目標と目標達成のための具体的な手法

## ●事業の実施内容(全体の概要是表面参照)

### 【河道の安定化対策】

#### 河道の安定化対策の目標設定

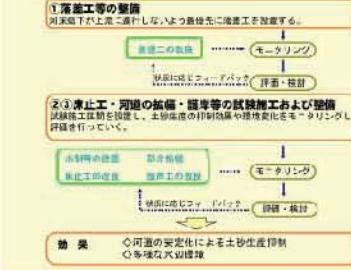
河道が比較的直線的ななど河道特性が類似し、河床が安定している計画区間下流(KP11.00~13.00)の河道を目標に川づくりを行う。(リマレンスサイト)



KP11.00～13.00区間の特徴

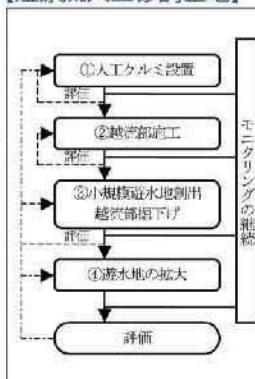
- 河幅が広い 水深が小さく、排水力が小さい。
- 河床材が砂礫となっている……基層岩に比べ河床が不安定
- 砂州が発生している……水道環境に多様性がある

#### 段階施工の考え方



○河川の安定化による土砂生産抑制  
△各種大規模工事

### 【湿原流入土砂調整地】



▲段階的な施工手順



▲湿原流入部土砂調整地 平面イメージ



▲土砂流入対策の評価項目と評価の方法

## ●モニタリングによる検証

モニタリング結果に基づいて事業実施による効果の予測結果を検証するとともに、新たな科学的知見に基づいて事業効果を分析し、必要に応じて計画の見直しを行なうなど順忯的に対応します。また、不測の事態にも迅速に対応できるよう、施策対象地の自然環境や周辺地の地下水位の変化をモニタリングします。

## ●土砂流入対策実施計画(久著呂川)(案)に関する意見

- 上流の土砂流入防止の対策と、下流の土砂調整地を設置することの兼ね合いを教えてほしい。上流の対策を行えば下流の対策は必要なくなるのか、あるいは、上流の対策が完了しても土砂調整地では土砂を溜め続けなければならないのか教えてほしい。
- 細粒土砂を例に説明すると、現状では湿原に年間3,140m<sup>3</sup>の細粒土砂が流入している。この現状に対し、裸地への植林や河道安定化対策などを計画しており、それら対策を実施した場合年間720m<sup>3</sup>の土砂の流出抑制が期待されている。その効果を見込んだ上で湿原流入部土砂調整地の効果を推定すると、年間620m<sup>3</sup>の土砂を溜めることができる。流域全体で対策を実施することで事業目標を達成することが可能となり、全体を見て規模を設定している。
- 数十年に1度土砂をかき出さざるを得ないといふ自然再生の考え方から外れてくるので、この実施計画は完成していないということなのか。
- 久著呂川では、上流の植林などの対策や下流の土砂を溜める対策を考えられ、それらをとりまとめて実施計画(案)をつくっている。
- この問題は発生源対策が重要だと思う。ただし、上流側では農業あるいは森林生産などの土地利用があるので、土砂を完全に抑えることはできない。
- 上流の対策を重点的に行なうことは大事であるが、さらに下流側で湿原に影響を与えないようバッファをつくり、これについては一定の管理を行う。そのような位置付けになると思う。
- 了解したが、管理が恒常に大変な負担になるようなことになった場合、まだ完

成していなかったのだと理解してよろしいか。

- 上流まで完全に自然に復元することができるのであればそれが一番望ましく、完結できるのかもしれない。しかし、農地等があるのであるのだから完全に自然に戻すのは非常に難しい。
- 土砂調整地で機能低下が起きると効果が薄れるのは当然のことなので、どのように活かしていくかということが重要になる。できる限り自然に近づけることが目標だということを念頭において、事業を考えていけばいいと思う。
- 上流部における対策として森林の再生が位置付けられているが、まだ実施者が決まっていない。流域全体でのさらなる取り組みが必要だということだと思う。
- 久著呂川の近くに住んでいるが、農地防災事業で設置した沈砂池に逆流していくという問題が起きている。久著呂川は昔釧路川に完全につながっていたが、この四・五十年の間大きな洪水もなく、水量が少ないため、釧路川まで到達せずに手前で土砂が溜まってしまったというのが現実だと思う。
- 農地に対する負荷もあるだろうし、湿原に溜まった土砂をかき出して下流に土砂を流すようにしないと、沈砂池をつくっても改善しないのではないか。
- ご意見を踏まえて、モニタリングも含めて進めいくということで、実施計画の策定に向けて必要な手続きを進めていくということでお認めいただいてよろしいか?
- (異議が無いことを確認)お認めいただいたということで、ご意見を踏まえて策定に向けて進めるということにする。

●会長 ●委員 ●実施者

# 今後の協議会の運営について

「釧路湿原自然再生協議会への提案(2006年1月27日)」を提出した特定非営利活動法人トラストサルン釧路から内容の補足説明が行われた後に意見交換がなされ、今後、懇談会のような場を設けて様々な議論を行っていくことになりました。

## ●釧路湿原自然再生協議会への提案

- 1.釧路湿原の流域全体を見通した視点が軽視され、監督者も不在
- 2.保全が急がれる自然についての具体的な行動がない
- 3.各小委員会は、実施が見込まれる各事業の検討会となってしまっている
- 4.事業の客観的な評価を行なうための組織・体制がない
- 5.民有地での再生事業が進展しない

## ●今後の協議会の運営に関する意見

- 森林再生小委員会の話をされていたので反論というか意見を述べると、森林再生小委員会では、複地への植林やカラマツ林の自然林化などの個別の問題しか議論してこなかったかといふと決してそうではなくかった。トラストサルンも一緒に調査をし、議論にも加わっていたのに、なぜ今のような議論になるのか理解がかった。
- 流域で行きべきという意見は確かにそのとおりであり、全体論としては皆がそのように考えていると思う。しかし、実施にあたっては、個別の箇所が光らないと全体としても良くなきはない。色々な制約条件の中で、行動するときはローカルなどから取り組んでいかせるを得ないのではないか。それは、流域全体の計画論をないしろにするものではない。そういうことを協議会で話し合うべきで、この場が報告会にはなってはならない。
- 第三者機関については、地域の事情も分からずいた者が評価できるだろうか。協議会自体が個別の事業を評価し、より良い方向に持っていく権限であるべき。そういう協議会が形骸化してしまう。
- 検討してこなかったということではなく、問題があるというものは検討してきた。ただし、それを何とかしようというアクションになっていないのが非常に残念。
- 第三者機関については、協議会でちゃんと行うことができるのであればそれよしのいが、現在の協議会には調査を行うスタッフや資金などが担保されていないので、調査や客観的な評価を行うことはできないと考えている。客観的な評価などが可能な体制をとる必要があると考えている。
- 焦る気持ちは分かる。近くで一生懸命造林をしているのに、横で大きな木が切られて倒されているのは、特に地域住んでおられる方にとってはそれがつらいものだということは本当に理解する。ただし、地域には林業や製紙業などで生活している人がたくさんいるので、樹木の伐採などを、我々が頭ごなしに否定することはできない。それが社会のルールだと思う。その横で地道に植林していくことによって周りが変わっていくのを待たなくてはいけない。そこそこ受動的に、ときには待ちことも必要である。
- 森林再生小委員会では、製紙会社の私有林についても議論し、されば達古武もしくは釧路湿原に影響を与えないような森林施業をお願いできないか無言のうちに発信している。そういうことにより、地域がゆっくり変わっていく。焦って強権的にやろうとすれば間違いくる反発が起り、余計にうまくいかなくなる。
- 私も標茶で農業をやっており、山林も持っている。落葉樹を担当の面積植えてきた。落葉樹は、50年を目安に伐採している。財産として山林を保有しており、伐採の時期になればお金に換える、それが経済である。伐採することが好きだというのは諦めただと思う。伐採した後、どのように山を保全し、再生していくかが大事なこと。だから国が補助金制度を使ったり森林相手等々を存続させ、再生していくことを担保していると思う。
- 広葉樹と針葉樹のどちらがよろしいのか、色々研究されればいいことだ。金銭的価値を考えれば、10年、20年かかる広葉樹を植えるよりも、50年でお金になる針葉樹を植えるという選択肢も出てくると思う。
- ある程度社会情勢も考慮しながらやっていかなければ、こういう組織は存続していくことはできないと思う。
- 我々は手弁当で、次世代の釧路湿原に自分たちの思いか残り、子孫の代に形になれないと考え、勉強しながら地元への啓蒙といふことも考えていている。第三者機関によるチェック機能という話があつたが、そこで混じてマイナスだと評価されたときは責任をとるということになると誰も参画できなくなる。焦る気持ちは分かるが、冷静に判断してほしい。
- 釧路湿原の自然再生の方向性を協議し、その結果が全体構想というかたちでまとめられた。その中には、50年先を見越した色々な方向性が示されており、それに従って自然再生事業を進めていくといふところではっきりした。ただし、全体構想は法的な強制力を持っていない。釧路湿原周辺の自然林をできるだけ再生していくという方向性は出ているが、人工化する事業に歴史がかかるわけではない。
- 国立公園内では法的な規制を行うという選択肢も考えられ、最も厳しい規制がされる地域になれば森林の伐採は認められなくなる。しかし、これは国民の権利を著しく制限することになり、土地所有者をはじめ関係する方々の理解がなくては実現しない。
- この協議会で議論して全体構想ができるたことが大変重要である。その中で示された方向を、この協議会にかかわっているメンバーだけではなく、周辺の方々にいかに知っていただかうかという取組みが大事である。
- 再生普及小委員会が中心になって、自然再生の取り組みを広めていく。普及していく取り組みが大変重要なと考えられる。5年、10年かけて普及していくことが釧路湿原の保全と周辺の保護につながっていくと思う。
- この協議会は、色々な立場の方たちが自由に参加できる協議の場である。国が取り組む自然再生事業の実施の過程を、小委員会を通して協議会に報告し、そこでの意見を踏まえて再生事業を進めていくという仕組みができている。情報を共有し、議論を進めていくことがこの協議会の重要な役割だと思う。そういう意味で、今回トラストサルンから提出された提案について協議会で議論する時間がとられたことは非常に重要なこと。個別の自然再生事業についての議論だけではなく、全体構想を踏まえ、釧路湿原の保全について継続して議論していくことが重要である。
- 環境省は、トラストサルン釧路と共同して達古武の森林再生に取り組んでいる。民有地での再生事業が進展しないことについて、民間が主体となる取り組みが自然再生推進法上の自然再生事業となるのは資金的に難しい。この点は、自然再生にかかるNPOからの重要な指摘である。
- 自然再生推進法は、いざ見直しを行なうことになっている。全国各地の自然再生協議会で色々な方が自然再生の取り組みを進めてきた。そうした経験に基づき、これまでの取り組みを再評価して、その中に示された意見が法律を見直すに当たっての重要な視点になる。今回トラストサルンから出された提案は、その議論の中に反映されると思う。
- 今、発言あつたことについては、私たちもそのように理解している。強権的に問題を提起して、「何をやってはいけない」ということはできない。しかし、釧路湿原の自然再生あるいは保全のために、どこでどのように保全や再生に取り組んでいくことが望ましいのかという提案や現状の分析ができる。そういうことを協議会で取り上げていただきたい。
- 協議会あるいは委員会でどのような議論が生まれ、どのような提案があったのか、意見そのものがもっと公開されればいいと思う。開催後は公開されるが、結果については要旨だけで、どなたがどのような発言をしたかということは分からぬようになっている。その点は是非改善していただきたい。事前あるいは事後に、協議会の中だけではなく、別の角度から意見を求めたり、評価をしてもらえるような体制も必要だろと考えている。
- 再生普及小委員会にはいくつかワーキンググループがあり、具体的な行動計画を考えたり、色々なことを一般の市民の人たちの力で行動に移していくという作業に入っている。
- トラストサルン釧路の文章を読んで感じたのは、全体で何とかならないかということだろう。状況はよく分かるので懇意したいとも思うが、再生協議会およびその下に連なる小委員会もある。行動を起こすための集まりなどと考えている。行動を起こすということは危険が伴うが、行動を起こすための足場固めや準備には随分時間をかけて練り上げてきたので、具体的な行動を起こす時期に来たと考えている。
- さまざまな意見があるが、合意の上で行動したい。合意をもって動くということと、メンバー全てが全く同じ意見に立つということは、似ているように思われるが、結果的には要旨だけで、どなたがどのようないつの合意をもって動くと言ふことが必要だと思っている。
- 釧路湿原は、過去50年に約4割の混生が消失したと言われている。周辺の農地開拓や森林伐採で乾燥化したものとされている。昭和30年代からの国策その他によって、湿原周辺で国営草地や農業改良、かなり乾燥化が進められた時期がある。
- 昨日、一昨日と福岡(辰巳台)から釧路湿原を見てきたが、今回の大雪や大雨で水が溜まっていた。極端な言い方だが、当時は川河を直結化したもので今日蛇行復元するということは、直結化が洪水その他にとって効果が溝だったと言ふことか、また、逆に湿原の中に水を対流させる結果となつたという考え方ができるのか、有識者にお聞きしたい。
- 釧路湿原が水槽のような状態になっていることは確かで、そういう部分で生態するタンチョウや種々な動植物が苦しい状況にある。そういう点からして、当時の国策その他で開発された部分がどういった影響を釧路湿原に対して持っているのか、はっきりさせる必要がある。国策事業として取り組んできた場合、関係市町村は受け止めざるを得ないが、広い意味で、(それを認めた)関係市町村にも乾燥化などに手を貸した部分もあったかと思う。協議会が出来て、新たに見直しを進めるというのには非常に意義があると思う。
- 協議会では、農業や林業に関わる部分を、もう一度流域住民の視点を根幹に据え、議論を進めて頂きたいと思っている。
- 非常に大きな問題で時間のかかる話もあるのでゆっくりみんなで話し合っていかなければならぬないし、地域の人から離れて進んでしまわないようにしなければならない。
- 今回の提案の中で制度的なものだとか、協議会の中で議論しやすくするとか、話が進むようにするということも、提案として大事だと思う。
- 流域全体のことに関しては、流域全体の情報がきちんと集まっている。混生の面積ひとつとっても、各機関で数字が違うというように、単純に情報を揃えるということでも進んでいない。混生なり流域なりの情報を集め、あそこは保全が進んでいないとか、一部地域で行った事業効果が混生全体から見るとどの程度なのか、この地域は随分アバウトしているなど、流域全体について考えるワーキンググループがあつても良いと思う。
- 保全は能動的な事業ではないため、各小委員会でも盛り上がりが難しい話題である。各小委員会に保全に関するコーナーを設け、「自分の土地では自然を大事にしている」というような話が出てくるような工夫が必要だと思う。
- 今の議論の一つは、協議会の運営についての考え方をどうするかということだと思う。これだけの大人数になると、それぞれに分けて議論していく方法は、そう変えられない。各小委員会で、ある程度議論を深め、協議会にあげて頂きたい。システム全体は変える必要がないが、ただ報告に留めるではなく、協議会でも出来る限り議論の時間をとっても良いと思っている。
- もう一つの議論は、流域全体あるいは湿原生態系について検討の場がないということは、非常に大きい課題だと受け止めた。小委員会という特別なものではなく、懇談会でも何でも呼び名は良いが、もっと別の形のフレンチで話の出来る場があった方が良いと思う。トラストサルン釧路から提案があったように、あるいはちょっと欠けているのではないかと思う。
- 非常によろしいし、その中でどういう話がなされるか非常に興味がある。
- 先ほど環境省の方から、県での境界について話があつたが、例えば町内会で何をしたいという時に、再生事業という名前から何もお援がないというような状況はどうなるのか。
- そのような話も、先に話題になったグループで議論してみたいと思う。この協議会は民有地での再生事業の問題に直接意見を述べるのではなく、懇談会でも何でも呼び名は良いが、もっと別の形のフレンチで話の出来る場があつた方が良いと思う。
- 5番目の問題は、釧路湿原自然再生協議会の外側にある問題だとと思う。もう一つは、いろんなファンもあるし、民間レベルでの小さな再生プロジェクトというのは有り得る話だと思う。ただ、金の出所が非常に少ない、限られている。そのような取り組みをサポートするシステムを日本に作るべさだとういうのは正しい意見だと思うが、この協議会の話題ではないという感じがする。
- 議論していただくには構わないが、私も協議会自身でやることでは無いと思う。
- 国に対して、協議会として釧路湿原の現状を訴えることや、改善のための要望書などを出すことはできる気がする。それ以上にこれは不可能だと思っている。
- 私としては、かなり自由な議論ができるものをつくり、議論していただきたい。そういうことで進めたいと思うがよろしいか。(反論等の意見なし) それでは、そういう方向で考えてみたいと思う。

## 資料の公開方法

委員会で配布された資料および議事要旨は、釧路湿原自然再生協議会ホームページにて公開しています。

ホームページアドレス <http://www.kushiro-wetland.jp/>

## ご意見募集

釧路湿原自然再生協議会運営事務局では皆様のご意見を募集しています。

電話・FAX・メールにて事務局まで御連絡ください。

## 釧路湿原自然再生協議会ニュースレター No.10

【編集・発行】釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

【連絡先】TEL(0154)23-1353 FAX(0154)24-6839

E-mail: [info@kushiro-wetland.jp](mailto:info@kushiro-wetland.jp)